

海外旅行保険サポートガイド



au 損保 海外サポートデスク
年中無休・24 時間・日本語受付

日本国内から 0077-78-7365 (フリーコール)
03-6365-8885

海外から (81)-3-6365-8885
 (コレクトコールをご利用ください。)



目次

ご契約者の皆さまへ

この「海外旅行保険サポートガイド」は、ご契約に伴う大切な事から、万一旅行先でケガなどの事故に遭われた場合の手続きおよびサービスのご利用方法を記載したものです。必ずご一読のうえ、保険証券または契約確認書とともに、海外旅行にご持参くださいますようお願いいたします。

弊社は24時間日本語でのサービスを行う「au損保海外サポートデスク」の設置をはじめとして、救急医療サービス会社等との提携により海外アシスタンスサービスを充実させております。万一の場合はこれらのサービスを充分にご活用ください。

なお、記載内容にご不明な点やお気づきの点がございましたら、何なりとお問合わせください。

では、ご無事で、すばらしいご旅行でありますようお願いいたします。

サポートガイドご参照ページ	1
I. au 損保海外サポートデスク	2
II. キャッシュレス・メディカルサービス	2
III. 相談・紹介サービス	3
IV. 緊急医療アシスタンスサービス	3
V. 各サービスご利用上の注意点	4
VI. リペアサービス	4
VII. 保険金ご請求の手続き	5
VIII. ケガ・病気に関する英会話・英単語	6
IX. 海外旅行保険の概要	7



サポートガイドご参照ページ

万一、海外でケガや病気・トラブルで困った場合、弊社ではさまざまなサービスをご用意しております。このサポートガイドには、サービスの概要、ご利用方法、保険金請求方法を記載しておりますので、状況に応じて該当ページをご覧ください。

事故にあった (例) ・ケガをした・病気になる ・身の回り品が盗難に遭った ・身の回り品が壊れてしまった ・パスポートを盗まれてしまった ・買い物中、お店の商品を誤って壊してしまった	キャッシュレス（現金不要）可能な病院で治療を受けたいとき	➡	キャッシュレス・メディカルサービス	P. 2,3	
	一旦治療費を立て替えて治療を受けたいとき	➡	au 損保海外サポートデスク P. 2	相談・紹介サービス	P. 3
	最寄りの病院、日本語の通じる病院を知りたいとき	➡			
	保険の補償内容を知りたいとき	➡			
	医療施設への緊急移送が必要なとき	➡	緊急医療アシスタンスサービス	P. 3	
	日本への緊急移送が必要なとき	➡	相談・紹介サービス	P. 3	
	医師・看護師を派遣してほしいとき	➡			
	事故の一報を入れたいとき	➡			
	事故の対応について相談したいとき	➡			
	スーツケースの修理サービスを利用したいとき	➡			
保険金の請求方法を知りたいとき	➡	リペアサービス	P. 4		
帰国後、保険金を請求したいとき	➡	保険金ご請求の手続き	P. 5		

※本サービスは予告なく変更・廃止することがありますので、あらかじめご了承ください。



I. au損保海外サポートデスク

年中無休・24時間・日本語受付

au損保海外サポートデスクのご連絡先

補償内容の照会、保険金請求のご相談などの際は、「au損保海外サポートデスク」へお電話ください。(契約確認書等をお手元にご用意ください)

日本国内から	0077-78-7365 (フリーコール)
	03-6365-8885
海外から	(81)-3-6365-8885

※フリーコール以外の通話料はお客さまのご負担となります。海外からのお電話の際はコレクトコールをご利用ください。コレクトコールのご利用にあたっては、「au損保海外サポートデスクへのご連絡方法」を必ずご確認ください。

「au損保海外サポートデスク」は株式会社プレステージ・インターナショナルとの提携により運営されています。

au損保海外サポートデスクへのご連絡方法

日本語で対応いたしますので、次の項目をご連絡ください。

- 氏名 ●証券番号 ●保険期間 ●ご契約プランまたは保険金額
- 現地滞在先ホテル等の住所、電話番号 ●日本国内の連絡先住所、電話番号 ●お困りの内容

電話ご利用上の注意点

- ①一部のIP電話などでフリーコールをご利用いただけない場合がございます。その際は通常のダイヤル通話をご利用ください。
- ②ご滞在先の国・地域、電話機種や回線事情によっては、コレクトコールをご利用いただけない場合があります。その際は通常のダイヤル通話をご利用ください。
- ③フリーコールまたはコレクトコールをご利用いただけないときなどに通常のダイヤル通話をご利用された場合の通話料は、お客さまのご負担となります。
- ④ホテル等の客室内の電話または携帯電話からおかけの際に、国内通話料相当が必要となる場合や、サービス料や利用料がかかる場合等、お客さまのご負担となる費用が発生する場合があります。

コレクトコールのかけ方 ※コレクトコール：電話を受ける側が通話料を負担する通話方法です。

ホテルのフロントに申し出るか現地の国際電話局のオペレータ(交換手) 呼出し番号をダイヤルします。

現地の国際電話局のオペレータ(交換手)にコレクトコールを申し込んでください。「コレクトコールの通話例」をご参照ください

「au 損保海外サポートデスク」のオペレータと日本語でお話しになります。

コレクトコールの通話例

現地の国際電話局のオペレータ(交換手)との会話は現地語または英語で行う必要があります。下記のご通話例>をご参照ください。

(通話例)

中国から「au損保海外サポートデスク」へコレクトコールで電話をかける場合

- ホテルのフロントに申し出るか、現地の国際電話局のオペレータ(交換手)の呼出し番号をダイヤルします。
- オペレータ(交換手)にコレクトコールを申し込みます。

(オペレータ) Overseas operator. (国際電話局です)

(お客様) I'd like to make a collect call to Japan. (日本にコレクトコールをかけたいのですが)

(オペレータ) What number are you calling? (何番をお呼びですか?)

(お客様) I'm calling 3-6365-8885. (3-6365-8885です)

(オペレータ) Japan 3-6365-8885? (日本3-6365-8885ですね?)

(お客様) Yes. (はい)

(オペレータ) May I have your name and telephone number? (あなたのお名前と電話番号をどうぞ)

(お客様) This is Mr.Kato at China "お客さまの電話番号" (中国"お客さまの電話番号"の加藤です)

(オペレータ) All right. We'll call you back. (Hang up and wait, please. Hold on) (承知しました。お呼びいたしますから、(お切りになって)お待ちください)

(お客様) Thank you. (ありがとう)

(オペレータ) Thank you for waiting. They are on the line. Go ahead, please. (お待ちありがとうございました。どうぞお話しください)

KDDIジャパンダイレクト

海外から日本国内へのコレクトコールにはKDDIジャパンダイレクトがご利用いただけます。KDDIのオペレータが24時間・年中無休で日本語でおつなぎいたしますので、海外からもいつでも日本語だけでかけられます。ご滞在先の国・地域により、KDDIジャパンダイレクトへのアクセス番号が異なります。アクセス番号は、あらかじめKDDIジャパンダイレクトのホームページをご参照のうえ、ご確認ください。

<KDDIジャパンダイレクトアクセス番号一覧>
<http://www.001.kddi.com/accessnumber/index.html>



II. キャッシュレス・メディカルサービス

キャッシュレス・メディカルサービス

(提供サービス)

「au 損保海外サポートデスク」では、病院ネットワークを活用し、最寄りの適切な病院をご紹介することにより、病院においてその場で治療費を自己負担することなく治療を受けられる「キャッシュレス・メディカルサービス」を提供いたします。治療費は保険金として弊社から提携病院へ直接お支払いします。

※お支払い対象とならない保険事故、費用はお客様の自己負担となります。

(ご利用方法)

- ①「au損保海外サポートデスク」にお電話ください。
※事前にご連絡をいただけなかった場合、キャッシュレス・メディカルサービスを受けられません。
- ②次の事項をオペレータにお伝えください。
 - 氏名
 - 証券番号
 - 保険期間
 - ご契約プランまたは保険金額(ご契約金額)
 - 現地滞在先ホテル等の住所、電話番号
 - 日本国内の連絡先住所、電話番号
- ③サービスを受けられる医師、医療施設をご紹介します。
- ④紹介させていただいた病院が予約可能な場合、「au 損保海外サポートデスク」にて予約をいたします。
※予約が不可能な医療施設に関してはオペレータの指示にしたがい受診してください。
- ⑤ご本人の確認をさせていただく場合がございますので、病院をご利用の際はパスポート・保険金請求書をご持参くださるようお願いいたします。
- ⑥治療をお受けください。

キャッシュレス・メディカルサービスご利用上の注意点

1. キャッシュレス・メディカルサービス提携病院ご利用時の注意点

キャッシュレス・メディカルサービス提携病院ご利用時には次の点にご注意ください。

- 海外では受診に際し、事前予約が一般的です。ただし、総合病院の救急外来では予約を受け付けないケースが多く、また待ち時間も比較的に長くなります。
- 土曜日、日曜日、祝日は原則としていずれの病院も休診となりますので、あらかじめご了承ください。
- 緊急治療を除き、未成年のお客さまの治療の場合は、親権者のご承認が必要になることがあります。

2. お客さまの自己負担について

このサービスに伴って発生した治療費・移送費等の実費が、ご契約の保険金額(ご契約金額)または限度額を超過する場合には、その超過部分(アシスタンス専門会社の手数料を含みます)については、お客さまの自己負担となります(超過しない限り、お客さまの負担はありません)。この場合、保険金のお支払い対象とならない実費・手数料をお客さまからアシスタンス専門会社にお支払いいただいた上で、はじめてサービスを提供させていただきます。あらかじめご了承ください。

サービス提供後に保険金お支払い対象とならないことが判明した場合は、一切の費用はお客さまの自己負担となります。サービス提供の途中で判明した場合は、お客さまからアシスタンス専門会社に見込み額・手数料をお支払いいただいた上でサービスを続けさせていただきます。

3. 治療後にキャッシュレスのご利用を希望された場合の取扱いについて

治療後にキャッシュレス・メディカルサービスご利用のお申し出をされても、サービスが受けられない場合がございますので、あらかじめご了承ください。その場合には、お手数ですが治療費を一旦ご負担いただいた上で帰国後保険金をご請求ください。



Ⅱ. キャッシュレス・メディカルサービス

4. 少額の治療費の場合の取扱いについて

治療費が少額の場合、病院・医師によってはお客さまご本人による治療費のお支払いを求められる場合がございますので、あらかじめご了承ください。その場合には、お手数ですが治療費を一旦ご負担いただいた上で帰国後に保険金をご請求ください。

5. キャッシュレス・メディカルサービス提携病院が他の病院を紹介した場合の取扱いについて

キャッシュレス・メディカルサービス提携病院が紹介した他の病院ではキャッシュレス・メディカルサービスを受けられない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

6. キャッシュレス治療の場合に、病院から治療費の請求書が送られてきたときの取扱いについて

キャッシュレス治療の場合でも、お客さまに病院から治療費の請求書が送られてくる場合がございます。この場合、お手数ですが「au損保海外サポートデスク」までご連絡ください。

7. サービスをお断りする場合

次の場合にはキャッシュレス・メディカルサービスを受けることはできませんので、お客さまご自身で医療機関に治療費をお支払いください。

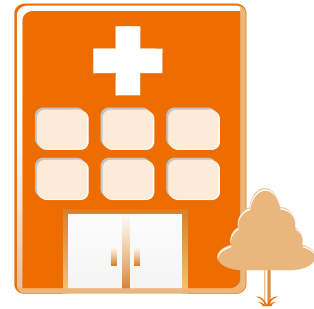
- お客さまご契約内容（普通保険約款および特約）によりお支払い対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合
- 各国の状況や個別の病院、医師の事情によりキャッシュレスの取扱いが受けられない場合
- 以下の費用等の実費がご契約の保険金額または限度額を超過する場合
 - ・キャッシュレス・メディカルサービス提携病院で発生した治療費用等
 - ・提携アシスタンス会社、クレームエージェント等が提供する各サービスの費用
- 次の保険金をお支払いできない主な事例に該当する場合

～保険金をお支払いできない主な事例～

- ・自殺、闘争行為または犯罪行為によるケガ

- ・酒酔い運転、無資格運転によるケガ
- ・「虫歯」「歯槽膿漏」等の歯科疾病
- ・妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気
- ・いわゆる「持病」等、ご旅行出発前に発生している病気
- ・事故の発生日（ケガの場合）または最初の診療日（病気の場合）から180日を過ぎて要した費用など
- 保険の対象となるケガまたは病気であることが確認できない場合、またキャッシュレス治療の後で保険の対象となることが判明したときは、弊社より後日直接お客さまに治療費用の請求をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※各サービスご利用上の注意点(P. 4) もあわせてお読みください。



Ⅲ. 相談・紹介サービス

相談・紹介

〈提供サービス〉

「au 損保海外サポートデスク」では、補償の内容に関する相談、保険金請求に関する相談、旅行中の各種トラブルの相談等さまざまな相談に日本人スタッフがお答えいたします。

※海外におきましては現地の各種業者を通じてサービスの提供をおこなっておりますので現地の係員、医師または看護師については原則として日本語を話すことはできません。あらかじめご了承ください。

トラブルの内容	サービスの内容
ケガや病気になった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの病院の紹介 ・後記「緊急医療アシスタンスサービス」への引き継ぎ ・家族・勤務先への連絡代行（※1） ・親族の切符、ホテルの手配（※1）
事故や事件に巻き込まれた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・補償の内容に関する相談・照会 ・弁護士への紹介（※2、※3、※4） ・通訳の手配（※3、※4） ・ホテル等のスケジュール変更の連絡代行
損害賠償を求められた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・クレームエージェントへの引き継ぎ ・弁護士への紹介（※1） （注）保険の対象とならない場合もあります。
現地で保険金を請求する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書類の受付および請求方法の案内
その他のトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・補償の内容に関する相談・照会 ・切符・ホテルの手配（※3） ・家族・勤務先への連絡代行（※3） ・ホテル等のスケジュール変更の連絡代行（※3）

- （※1）保険金の限度内であれば無料となります。
- （※2）法律問題が生じた場合、弁護士を紹介いたします。ただし、弁護士の選任の結果（判決内容等）については責任を負いかねます。
- （※3）保険の対象とならないアクシデント、トラブル等の場合でも、「au 損保海外サポートデスク」はできる限りのサポートをいたします。ただし、費用はお客さまのご負担となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- （※4）通訳・弁護士の紹介・手配は、現地の時間またはサービス提供地域によりましては、ただちにサービスを提供できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

〈ご利用方法〉

「au 損保海外サポートデスク」にお電話ください。



Ⅳ. 緊急医療アシスタンスサービス

緊急医療アシスタンスサービス

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合などは、「au 損保海外サポートデスク」へお電話ください。なお、サービス対象地域は日本国外です。

〈提供サービス〉

1. ケガや病気の場合の緊急アシスタンス

- 医師・医療施設紹介・案内
- 医療費キャッシュレスサービス
- 患者の医療施設への移送
- 患者の日本への移送
- 現地での医師の往診手配
- 通訳紹介・手配

2. ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス

- 現地でのご遺体の埋葬
- ご遺体の日本への移送

3. その他のアシスタンス

- 救援者の渡航・宿泊手配
- 遭難された場合の捜索・救助

4. 法律上のアシスタンス

- 弁護士の情報提供

- ※1 原則として、1・2・3は治療・救援費用保険金、4は個人賠償責任保険金のそれぞれのお支払いの対象となります。
- ※2 緊急医療アシスタンスサービスで日本語でのサービスが必要な場合は、通訳者の派遣が可能な地域では通訳者の手配をいたします。



V. 各サービスご利用上の注意点

各サービスご利用上の注意点

1. お客さまの自己負担について

各サービスに伴って発生した治療費・移送費等の実費が、ご契約の保険金額（ご契約金額）または限度額を超過する場合には、その超過部分（アシスタンス専門会社の手数料を含みます）については、お客さまの自己負担となります（超過しない限り、お客さまの負担はありません）。保険金のお支払い対象とならない実費・手数料をお客さまからアシスタンス専門会社にお支払いいただいた上で、あらかじめご了承ください。

サービス提供後に保険金のお支払い対象とならないことが判明した場合は、一切の費用はお客さまの自己負担となります。サービス提供の途中で判明した場合は、お客さまからアシスタンス専門会社に見込み額・手数料をお支払いいただいた上でサービスを続けさせていただきます。

2. サービス適用除外地域について

戦争等の理由により安全性が確保されない場合はサービス提供をおこなっておりません。また、山岳部、離島等都市部から遠く離れた地域において、通信、交通手段が確保されない場合には同様にサービスの提供をお断りする場合があります。なお、サービスが受けられない地域は予告なしに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

3. サービス開始までの所要時間について

受付時の現地時間、ご旅行地域によりましては通信、交通機関の混み具合等によりサービスを開始するまでに一定の時間を要する場合がありますのであらかじめご了承ください。

また、通訳の紹介・手配、弁護士の情報提供は、現地の時間またはサービス提供地域によりましては、ただちにサービスを提供できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. 医療機関、交通機関等の国による違いについて

海外においては文化、慣習または通信・交通の整備状況などの違いから、日本と比較すると医療機関や交通機関での待ち時間が長くなるを得ない場合がありますのであらかじめご了承ください。

5. 医療機関の医療過誤、交通機関の交通事故について

手配させていただいた医療機関の医療過誤や、手配させていただいた交通機関の交通事故等につきましては弊社は一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

6. サービスをお断りする場合

お客さまの海外旅行保険のご契約内容（普通保険約款および特約）に基づき、保険金のお支払い対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合にはサービスの提供をお断りさせていただきます。

保険金のお支払い対象とならない主な場合は以下のとおりですが、詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

- 自殺、闘争行為または犯罪行為によるケガ
- 酒酔い運転、無資格運転によるケガ
- 「虫歯」「歯槽膿漏」等の歯科疾病
- 妊娠、出産、流産およびこれらに基づく病気
- いわゆる「持病」等、ご旅行出発前に発生している病気
- 自動車、バイク等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

7. 「au損保海外サポートデスク」の電話番号について

海外からご連絡の際は、コレクトコール（料金は着信先の負担となります。P.2のコレクトコールのかけ方をご参照ください）をご利用になります。

- ・電話機の種類によりご利用になれない場合やホテルからおかけの際、利用料がかかる場合もございますので、ご利用時には現地でご確認ください。
- ・一部コレクトコール等の利用ができない地域もありますので、その際には通常のダイヤル通話をご利用ください。なお、通常のダイヤル通話で各サービスをご利用の場合には通話料は保険金のお支払いの対象とはなりませんのであらかじめご了承ください。

8. 「au損保海外サポートデスク」日本語でのサービスについて

「au損保海外サポートデスク」では日本語で各種相談にお応えしておりますが、海外におきましては現地の各種業者を通じてサービスの提供をおこなっておりますので、現地の係員、医師または看護師等につきましては原則として日本語を話すことはできませんのであらかじめご了承ください。



VI. リペアサービス

リペアサービス

リペアサービスは、「携行品損害補償特約」をセットされたお客さまが海外旅行中に保険事故で破損したお客さまのスーツケースの修理に際し、修理代金を弊社が保険金として修理業者へ直接お支払いさせていただくことで、お客さまにとって修理代金のお立替えが不要となるサービスです。お電話いただくことで「修理の手配からお品物の回収、修理、修理代金のお支払い、お届け」までのサービスをご利用いただけます。

〈修理、回収、お届けサービス〉

保険対象事故でスーツケースが破損した場合、お客様のご自宅から無料で回収し、修理後、お客さまのご自宅へ無料でお届けします。修理のために販売店・修理工場まで持込み・引取りする手間・費用がかかりません。

〈リペアサービス対象品〉

スーツケース

〈ご利用方法〉

携行品損害保険金のお支払い対象となる破損事故でリペアサービスをご希望される場合は「au 損保海外サポートデスク」までご連絡ください。

【au 損保海外サポートデスク】0077-78-7365（フリーコール）

- ① au 損保海外サポートデスクにてお電話で事故受付をいたします。後日お品物を回収に伺いますので、回収のご希望日時をお知らせください。
 - ② 後日 au 損保海外サポートデスクから「ご利用方法のご案内」と「修理依頼書」が届きますので「修理依頼書」の必要事項にご記入ください。
 - ③ 「保険金請求書」・「修理依頼書」とともにお品物を回収いたします。
 - ④ 修理が完了しましたらご自宅へお届けいたします。
- ※ご利用方法詳細は「ご利用方法のご案内」をご参照ください

【ご注意】リペアサービスをご利用の際は必ず以下をお読みください。

- 携行品損害補償特約をセットいただいていない場合には、サービスをご利用いただくことはできません。また、携行品損害補償特約をセットいただいている場合であっても、経年劣化による故障や塗料の剥がれなど単なる外観の損傷であり利用に支障が無いなど、保険金お支払の対象外となる場合には、サービスをご利用いただくことはできません。
- 破損状況などによっては修理が不可能な場合がございます。また、修理が可能な場合であっても、修理代金が限度額（1点あたり10万円）または時価額のいずれか低い額を超過する場合には、その超過部分はお客様の自己負担となります。このような場合には、au 損保海外サポートデスクより連絡させていただきます。
- リペアサービスのご利用可能な地域は日本国内に限ります。
- 修理には提携業者へ届いてから通常でも1ヶ月程度が必要となります。また、ご依頼時期や破損状況などによっては、更に日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。次回出発日が迫っている場合などは特にご注意ください。

「リペアサービス」は株式会社プレスステージ・インターナショナルとの提携により運営されています。





Ⅶ. 保険金ご請求の手続き

保険金ご請求の手続き

1. 事故のご連絡とご請求方法

海外旅行中、事故に遭われた際に保険金をご請求いただく方法は以下のとおりです。

(1) 事故の発生

①事故が発生した場合には、30日以内に「au損保海外サポートデスク」までご連絡ください。事故発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●ご帰国前にご連絡いただいた場合や、キャッシュレス・メディカルサービスを受けられた場合には、あらためて事故のご連絡は不要です。

②他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

③賠償責任を補償する特約をご契約の場合、賠償事故に関わる示談交渉等は、必ず弊社とご相談のうえ、おすすめてください。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

被保険者（補償の対象となる方）が実際に被った損害などを補償する特約などについては、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、弊社がお支払いする保険金の額が異なります。

〈弊社がお支払いする保険金の額〉^(注1)

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は支払責任額^(注2)をお支払いします。

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額^(注2)を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

注1：お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

注2：他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(3) ご請求方法

①ケガ・病気の場合

●キャッシュレス・メディカルサービスや医療機関の紹介・予約サービスをご利用の場合：病院に行く前に「au 損保海外サポートデスク」へご連絡ください。必要なお手続き等についてご案内いたします。

●ご自身で治療費等をお支払いになった場合：病院で治療費をお支払いになった場合には、診断書・治療費の明細書および領収書等をお取付けの上、ご帰国後、ご連絡ください。

②携行品の盗難・破損事故の場合

●盗難事故の場合：ただちに最寄りの警察に連絡し、盗難証明書をお取付けください。

●破損事故の場合：カメラがあれば、被害品全体と損害箇所がわかるように写真をお撮りください。修理できる場合には、修理見積書または領収書をお取付けください。修理が不可能な場合には、現物を確認させていただくことがありますので、処分されないようお願いします。

●ご帰国後、「au損保海外サポートデスク」へご連絡ください。現地にてご不明な点があったときも、「au損保海外サポートデスク」へご連絡ください。

③その他の事故の場合

事故発生後、すみやかに「au損保海外サポートデスク」へご連絡ください。必要なお手続きについてご案内いたします。

(4) 保険金のお支払時期

弊社は被保険者（補償の対象となる方）または保険金受取人より保険金請求書類を提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は弊社までお問合わせください。

(5) 保険金の代理請求

被保険者（補償の対象となる方）に保険金をご請求いただくことができない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金をご請求いただくことができる制度（「代理請求制度」といいます）がございます（被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金のご請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません）。

- 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると弊社が認めた場合
- 弊社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など



Ⅶ. 保険金ご請求の手続き

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金をご請求いただくことができない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせいただくようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金のご請求に対して弊社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金のご請求を受けたとしても、弊社は保険金をお支払いできません。

(6) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

2. 保険金請求に必要な書類

被保険者（補償の対象となる方）または保険金を受け取るべき方は、下記<別表「保険金請求書類」>のうち弊社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下記<別表「保険金請求書類」>以外の書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

〈別表「保険金請求書類」〉

1	弊社所定の保険金請求書 (個人情報取扱いに関する同意を含みます)
2	弊社所定の傷害(疾病・損害など)状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等をご申告される書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、5~8に掲げる書類もご提出いただく場合があります。
3	被保険者であることを確認する書類 例：家族関係の証明書類(住民票、健康保険被保険者証)・各種名簿 など
4	保険金の請求権をもつことの確認書類 例：印鑑証明書、資格証明書・戸籍謄本・委任状・未成年者用念書 など
5	ケガに関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類 ①保険事故の発生を示す書類 例：公的機関が発行する証明書(事故証明書など) 死亡診断書または死体検案書 など ②保険金支払額の算出に必要な書類 例：弊社所定の診断書・領収書・後遺障害診断書 レントゲン等の検査資料 など ③その他の書類 例：運転資格を証する書類(免許証など) 調査同意書(弊社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書) など

6	疾病に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類 ①保険事故の発生を示す書類 例：弊社所定の診断書 など ②保険金支払額の算出に必要な書類 例：弊社所定の診断書または領収書 など ③その他の書類 例：調査同意書(弊社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書) など
7	損害賠償責任に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類 ①保険事故の発生を示す書類 例：公的機関が発行する証明書(罹災証明書・事故証明書)またはこれらに代わるべき書類(被害届出受理番号を記入した書類) 示談書またはこれに代わるべき書類 事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など ②保険金支払額の算出に必要な書類 例：修理見積書、請求明細書、領収書 損害賠償内容申告書 休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書) 交通費、諸費用の明細書 購入時の領収書、保証書、仕様書 ③その他の書類 例：図面(配置図、建物図面) 弊社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 レントゲンなどの検査資料 死亡診断書、死体検案書・葬儀費明細書、領収書 その他の費用の支出を示す書類 受領している年金額の確認資料 労災からの支給額の確認資料 など
8	その他費用に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類 ①保険事故の発生を示す書類 例：公的機関が発行する証明書(事故証明書、盗難証明書など) 損害物の写真 など ②保険金支払額の算出に必要な書類 例：被害品の価格を証明する書類 修理見積書 領収書 など ③その他の書類 例：調査同意書(弊社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書) 他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの パスポートのコピー 運転免許証のコピー 旅行契約申込書、ツアー旅程表 など



Ⅷ. ケガ・病気に関する英会話・英単語

医師に診断書等の作成を依頼するには

このページを病院窓口または医師に直接ご提示ください。

(日本語)

医師の方へ

保険金請求のために必要ですので、次の書類を交付してください。

- ・ 診断書 (保険金請求書をご使用ください)
- ・ 治療費請求明細書および領収書

(英語) (English)

TO THE ATTENDING DOCTOR :

Please deliver the following documents which are necessary for the claim of benefits.

- ・ Medical Certificate (Please fill out the attached form.)
- ・ Bills of medical expenses and receipts

(フランス語) (French)

A L'INTENTION DU DOCTEUR :

Veillez remettre les documents suivants qui sont exigés, de manière à pouvoir toucher vos indemnités.

- ・ Certificat medical (Veillez remplir l'unprime qui l'accompagne.)
- ・ Factures et recus des frais medicaux

(ドイツ語) (German)

Fuer den Doktor :

Bitte ueberbringen Sie die folgenden Dokumente, die fuer die Forderung der Leistungen notwendig sind.

- ・ Aerztliche Atteste (Bitte das beiliegende Formular ausfuellen.)
- ・ Rechnungen der aerztlichen Ausgaben und Belege

(スペイン語) (Spanish)

A los Sres. medicos :

Sirvanse entregar los documentos siguientes que son necesarios para la reclamacion de los beneficios.

- ・ Certificado medico (Sirvanse llenar la forma adjunta.)
- ・ Facturas de los gastos medicos y los recibos

もしものときの医療用語一覧

症状を表す語句 (部位共通)

炎症	インフレイムエーション Inflammation	のぼせ	ホットフラッシュ Hot Flashes
苦痛	ペイン Pain	疲れ	ファティグ Fatigue
圧迫	プレッシャー Pressure	けいれん	コンヴァルジョン Convulsion
鈍痛	デュルペイン Dull Pain	ふるえ	トレムリング Trembling
激痛	セビア ペイン Severe Pain	しびれ	ナムベス Numbness
ずきずきする痛み	スラッピング ペイン Throbbing Pain	知覚異常	センサリー ディスタート Sensory Disturbance
常に存在する痛み	コンスタント ペイン Constant Pain	骨折	フラクチャー Fracture
時々起こる痛み	オカシヨナル ペイン Occasional Pain	捻挫	スプレイン Sprain
焼けるような痛み	バーニング ペイン Burning Pain	打撲症	ブライス Bruise
悪寒	チルズ Chills	かゆみ	イチング Itching
戦慄	シェイキング チルズ Shaking Chills	発疹	ラッシュ Rash
むくみ	エデマ Edema	じんましん	ハイブス Hives
はれ	スワリング Swelling	こぶ	bumps Bump

話法・言いまし

病気になる	ゲット イル ゲット シック get ill, get sick
負傷する	ゲット ハート ビー インジュアード get hurt, be injured
大怪我	ア セリアス インジュアード a serious injury
病院へ連れて行ってください	プリーズ チーク ミートゥ ア ホスピタル Please take me to a hospital.
医者を呼んでください (電話で)	プリーズ コール フォア ドクター Please call for a doctor.
(誰かいかせて)	プリーズ センド フォア ドクター Please send for a doctor
ここが痛い	アイ ハブ ア ペイン ヒア I have a pain here.
私は何の病気ですか	フエット ヒツ ア ハブ What do I have?
入院する必要がありますか	アイ ハビゼリネシヤン ネセサリイ Is hospitalization necessary?
何日位安静が必要ですか	ハウ ロング ヒツ アイ ハブ トゥ キープ レスト How long do I have to keep rest?
旅行を続けてもよろしいですか	アイ アイ コンチニュー マイ トリップ May I continue my trip?
薬は何回飲むのですか	ハウ オフテン ヒツ アイ タイク メディシン How often do I take the medicine?
1回に何錠飲むのですか	ハウ メニ タブリット シュッド アイ チーク イーチ タイム How many tablets should I take each time?
少しもよくありません	アイ ドント フィール エニイ ベター I don't feel any better.
少しよくなりました	アイ フィール ア リトル ベター ナウ I feel a little better now.
お陰様でほとんど治りました	アイム ニアライ リカバード サンキュー I'm nearly recovered, thank you.



Ⅷ. ケガ・病気に関する英会話・英単語

名称と固有の症状を表す語句

(頭部)		⑧のど	スロート Throat	(下半身)		②卵巣	オヴァリウム Ovarium
①脳	ブレイン Brain	扁桃腺炎	タンジシライトリス Tonsillitis	①膀胱	ブラダダー Bladder	子宮	ユーテラス Uterus
②頭蓋骨	スカール Skull	咽喉痛	ソアスロート Sore throat	排尿	ユリネーション Urination	月経	ペリョズ、メンズ、メンストレーション Periods, Menses, Menstruation
③頭	ヘッド Head	(胸部)		便	ストゥール Stool	膣出血	ヴァジナルブリーディング Vaginal bleeding
熱	フィーバー Fever	①心臓	ハート Heart	腹が張る感じ	フルネス イン ザ ストマック Fullness in the Stomach	妊娠	プレグナンシー Pregnancy
頭が痛い	アイ ハブ ア ヘッドイク I have a headache.	胸部圧迫感	プレッシャー オン ザ チェスト Pressure on the chest	便秘	コンスタipation Constipation	③足	フット Foot
気分が悪い	アイ フィール シック I feel sick.	呼吸困難	ブレイジング ディフィカルティ Breathing difficulty	下痢	ダイアリーア Diarrhea	膝を曲げる	ベンド ザ ニー Bend the knee
熱っぽい	アイ フィール フィーバーイッシュ I feel feverish.	動悸	パルピテーション Palpitation	肛門出血	レクタル ブリーディング Rectal bleeding	膝を伸ばす	ストレイトン ザ ニー Straighten the knee
めまい	アイ フィール デイズイ I feel dizzy.	②肺	ラング Lung				
④目	アイ Eye	肺炎	ニューモニア Pneumonia				
赤目	レッドアイズ Red eyes	③胸	チェスト Chest	手術	オペレーション Operation	湿布	コンプレッス Compress
流涙	ワタリーアイズ Watery eyes	④胃	ストマック Stomach	血圧	ブラッド プレシュア Blood Pressure	マッサージ	マッサージ Massage
まぶたのはれ	パフイーアイズ Puffy eyelids	胃の不快感	ストマック ディスカンファート Stomach discomfort	体温	テンパチチャー Temperature	脈はく	パルス Pulse
⑤耳	イアー Ear	胃の重い感じ	ア デューヘビー フィーリング イン ザ ストマック A dull/heavy feeling in the stomach				
耳鳴り	ティニタス Tinnitus	胃痛	ストマックアチー、ペイン Stomach-ache, Pain				
耳痛	イアーアチー、ソア イアー Ear-ache, Sore ear	胃潰瘍	ストマック アルサール Stomach ulcer				
聴力不振	ヒアリング ディフィカルティ Hearing difficulty	嘔吐	ヴォミティング Vomiting				
聴力不能	デアフネス Deafness	胸やけ	ハートバーン Heart burn				
⑥鼻	ノーズ Nose	食欲不振	ロス オフ アパタイト Loss of Appetite				
鼻血	ノーズ ブロート Nasal bleed	食中毒	フッドポイズニング Food poisoning				
鼻づまり	ノーズ オブストラクシオン Nasal obstruction	⑤腎臓	キッドニー Kidney				
⑦口	マウス Mouth	⑥肝臓	リヴァー Liver				
しゃっくり	ヒックアップ Hiccup	⑦腸	インテスタイン Intestine				
痰 (たん)	スプューム Sputum	盲腸炎	アペンディシタリス appendicitis				
咳 (せき)	カウグ Cough	⑧腰	ワイス Waist				
げっぷ	ベルチング Belching	⑨手	ハンド Hand				
くしゃみ	スニージング Sneezing	⑩脊柱	バックボーン Back-Bone				
口の荒れ	ソア マウス Sore mouth	神経痛	ニューラジヤ Neuralgia				
歯痛	トゥースアチー Tooth-ache						

医療技術用語

手術	オペレーション Operation	湿布	コンプレッス Compress
血圧	ブラッド プレシュア Blood Pressure	マッサージ	マッサージ Massage
体温	テンパチチャー Temperature	脈はく	パルス Pulse

医薬品用語 (50音順)

アスピリン	アスピリン Aspirin	抗生物質	アンチバイオティックス Antibiotics
アルコール	アルコール Alcohol	消毒薬	ディスインフェクタント Disinfectant
アンモニア	アンモニア Ammonia	塗布薬	オインメント Ointment
胃腸薬	ストマック メディシン Stomach medicine	処方箋	プリスクリプション Prescription
オキシフル	オキシフル Oxyful	睡眠薬	スリーピングピル Sleeping pill
ガーゼ	ガーゼ Gauze	脱脂綿	マフナーバント カットン Absorbent cotton
風邪薬	イメディスン フォー コウルズ Medicine for colds	鎮痛剤	ペインキラー Pain-killer
かゆみ止め	オインメント フォー イチング Ointment for itching	鎮静剤	セダティブ Sedative
気つけ薬	リスタラチーブ Restorative	軟膏	サルブ Salve
薬	メディシン Medicine	絆創膏	アドヘシブ プラスター Adhesive plaster
下剤	ラクスティブ Laxative	絆帯	バンド Bandage
解熱剤	フェブリフージュ Febrifuge	目薬	アイ ドロップ Eye drop
下痢止め	イメディスン フォー ルーズ ストマック Medicine for loose stomach	ヨードチンキ	アイエディンチンクチャー Iodine tincture



IX. 海外旅行保険の概要

海外旅行保険の主な保険金（特約）とその概要を記載しています。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください

海外旅行中とは、保険期間中で、かつ、被保険者（補償の対象となる方）が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程中をいいます

保険金種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 死 亡	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額 (注1) 保険金は被保険者の死亡保険金受取人（法定相続人）にお支払いします (注2) 同一のケガにより、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした傷害後遺障害保険金を差し引いた残額をお支払いします	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 保険金受取人の故意または重大な過失 戦争、外国の武力行使その他これらに類似の事変（自動セットされる「テロ行為補償特約」により、テロ行為によるケガは保険金のお支払いの対象となります） 放射線照射、放射能汚染 無免許・酒酔い・麻薬等使用中の運転中に発生した事故によるケガ けんかや自殺行為、犯罪行為 脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、流産によるケガ むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの（傷害後遺障害保険金のみ）^(注1) 危険な職業に従事中のケガ 旅行開始前・終了後に発生したケガ など <p>(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます</p>
傷 害 後 遺 害	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に所定の後遺障害が発生した場合	傷害後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた保険金支払割合 (3%~100%) (注) 保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額が限度となります	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 保険金受取人の故意または重大な過失 戦争、外国の武力行使その他これらに類似の事変（自動セットされる「テロ行為補償特約」により、テロ行為による病気は保険金のお支払いの対象となります） 放射線照射、放射能汚染 けんかや自殺行為、犯罪行為 妊娠、出産、流産、これらが原因の病気 歯科疾病 など <p>(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます</p>
疾 病 死 亡	<ol style="list-style-type: none"> 海外旅行中に病気により死亡された場合 海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合^(注1) 海外旅行中に感染した所定の感染症^(注2)によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 (注1) 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り (注2) 感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます 	疾病死亡保険金額の全額 (注) 保険金は被保険者の死亡保険金受取人（法定相続人）にお支払いします	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 保険金受取人の故意または重大な過失 戦争、外国の武力行使その他これらに類似の事変（自動セットされる「テロ行為補償特約」により、テロ行為による病気は保険金のお支払いの対象となります） 放射線照射、放射能汚染 けんかや自殺行為、犯罪行為 妊娠、出産、流産、これらが原因の病気 歯科疾病 など
治 療 ・ 救 援 費 用	<p>●治療費用に関するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合^(注1) 海外旅行中に感染した所定の感染症^(注2)によって、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 (注1) 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り (注2) 感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます <p>●救護者費用に関するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上続けて入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります） 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 など 	<p>●治療費用に関するもの</p> <p>下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（下記の①～③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りです） (注) 日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません</p> <ol style="list-style-type: none"> 医師・病院に支払った診療・入院関係費用（緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示で静養する場合の宿泊施設客室料などを含まず） 治療のために必要になった通訳雇入費用、交通費 義手、義足の修理費（ケガの場合のみ） 入院のために必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費（1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします） 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます） 保険金請求のために必要な医師の診断書費用 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 <p>●救護者費用に関するもの</p> <p>ご契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額</p> <ol style="list-style-type: none"> 捜索救助費用 救護者の現地までの往復航空運賃などの交通費（救護者3名分まで） 救護者の宿泊施設の客室料（救護者3名かつ1名につき14日分まで） 救護者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円まで） 現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます） 遺体処理費用（100万円まで） <p>(注) お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救護者費用に関するものを合わせ、治療・救護者費用保険金額が限度となります。また、次のa.b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 保険金受取人の故意または重大な過失 戦争、外国の武力行使その他これらに類似の事変（自動セットされる「テロ行為補償特約」により、テロ行為による損害は保険金のお支払いの対象となります） 放射線照射、放射能汚染 無免許・酒酔い・麻薬等使用中の運転中に発生した事故 けんかや自殺行為、犯罪行為 むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの^(注1) 危険な職業に従事中のケガ 旅行開始前・終了後に発生したケガ 妊娠、出産、流産、これらが原因の病気 歯科疾病 旅行開始前に発病した病気（既往症） など <p>(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます</p>



IX. 海外旅行保険の概要

海外旅行中とは、保険期間中で、かつ、被保険者（補償の対象となる方）が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程中をいいます

保険金種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任	<p>海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人のもの^(注)を壊したり、紛失したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>(注) レンタル業者よりご契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品、宿泊施設の客室・客室内の動産（セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます）、住居等居住施設内の部屋・部屋内の動産（ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます）を含みます</p> <p>※被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります</p>	<p>損害賠償金の額 — 自己負担額（0円）</p> <p>(注1) 1回の事故につき個人賠償責任保険金額が限度となります。ただし、別枠で損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります</p> <p>(注2) 賠償額の決定については、事前に弊社の承認が必要です</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者の故意 戦争、外国の武力行使その他これらに類似の事変（自動セットされる「テロ行為補償特約」により、テロ行為による損害は保険金のお支払いの対象となります） 放射線照射、放射能汚染 職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任 航空機、船舶（ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります）、車両（ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルはお支払いの対象となります）、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任 親族に対する賠償責任 など
携行品損害	<p>海外旅行中に携行品^(注)が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあつて損害を受けた場合</p> <p>(注) 携行品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。ただし、下記のものには対象に含まれません</p> <ol style="list-style-type: none"> 通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手、その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります 預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証、その他これらに類する物。ただし自動車または原動機付自転車の免許証やパスポートについては補償対象となります 稿本（本などの原稿）、設計書、図案、帳簿、その他これらに類する物 船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品 被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等を含みます）などの危険な運動を行っている間のそのための用具やサーフィン等を行うための用具 義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物 動物および植物 商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器 など 	<p>損害の額 — 自己負担額（0円）</p> <p>(注1) 保険期間を通じ携行品損害保険金額が限度となります</p> <p>(注2) 携行品損害保険金額が30万円を超える場合は、盗難、強盗および航空会社に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は、保険期間を通じて30万円となります</p> <p>(注3) 携行品1つ（1点、1対）あたり10万円（乗車券等は5万円）を限度とします</p> <p>(注4) 損害の額は修理費、または再調達価額（同等のものを再度新品で購入するために要する費用をいいます）から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再取得費用（現地に負担した場合に限ります。交通費、宿泊費を含みます）をいいます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 保険金受取人の故意または重大な過失 戦争、外国の武力行使その他これらに類似の事変（自動セットされる「テロ行為補償特約」により、テロ行為による損害は保険金のお支払いの対象となります） 放射線照射、放射能汚染 無免許・酒酔い・麻薬等使用中の運転中に発生した事故 携行品の欠陥または自然の消耗、さび、変色、虫食い 携行品の置き忘れまたは紛失 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 差押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を含みません） など
旅行事故緊急費用	<p>海外旅行中の予期せぬ偶然な事故^(注)により被保険者が海外旅行中に下記費用の負担を余儀なくされた場合</p> <p>(注) 予期せぬ偶然な事故とは、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社（ツアーオペレーターを含みます）によって、事故の発生が証明されるものに限ります</p> <ol style="list-style-type: none"> 交通費 宿泊施設の客室料 食事代 国際電話料等通信費 渡航手続費 渡航先での各種サービス取消料等 身の回り品購入費 <p>ただし、③食事代については次のa. またはb. のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次のc. に該当した場合に限り支払います</p> <ol style="list-style-type: none"> 搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できないとき 搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき 被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に運搬を委託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合で、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に費用を負担したとき 	<p>実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額（払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額等を除きます）</p> <p>(注) お支払いする保険金は、保険期間を通じて①～⑦の合計で旅行事故緊急費用保険金額が限度となります（ただし、③食事代については旅行事故緊急費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、⑦身の回り品購入費については、①～⑦とは別に旅行事故緊急費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします）</p> <p>この費用を補償する保険契約を複数ご契約された場合でも、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反 保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 戦争その他これらに類似の事変（自動セットされる「テロ行為補償特約」により、テロ行為により発生した損害は保険金のお支払対象となります） 放射線照射、放射能汚染 無免許・酒酔い・麻薬等使用中の運転中に発生した事故 地震、噴火またはこれらによる津波 けんかや自殺行為、犯罪行為 むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの^(注) 旅行開始前、終了後に発生したケガ 妊娠、出産、流産、これらが原因の病気 歯科疾病 運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等を含みます）、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転、航空機操縦などを行っている間に発生したケガ など <p>(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます</p>